

議案第 1 1 7 号

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（平成 18 年四万十町条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号ア中「及び土曜日」を削り、同項第 2 号ア中「金曜日」を「土曜日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

（１） 配食サービス利用料金

配食サービス	1 食 400 円
--------	-----------

（２） 居住施設利用料金

対象収入による階層区分		利用者負担額（円）
A	1, 200, 000 円以下	0
B	1, 200, 001 円～1, 300, 000 円	4, 000
C	1, 300, 001 円～1, 400, 000 円	7, 000
D	1, 400, 001 円～1, 500, 000 円	10, 000
E	1, 500, 001 円～1, 600, 000 円	13, 000
F	1, 600, 001 円～1, 700, 000 円	16, 000
G	1, 700, 001 円～1, 800, 000 円	19, 000
H	1, 800, 001 円～1, 900, 000 円	22, 000
I	1, 900, 001 円～2, 000, 000 円	25, 000
J	2, 000, 001 円～2, 100, 000 円	30, 000

K	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000
L	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000
M	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000
N	2, 400, 001円以上	50, 000
	短期居住利用料金	1 日 1, 000

備考

- 1 短期居住とは、介護者等の都合により、3 か月以内を限度として一時的に要介護者が施設において居住することをいう。
- 2 対象収入とは、利用者の前年中の総収入をいう。
- 3 居住施設の利用に伴う光熱水費等の実費については、利用者が負担するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。